

が必須となります（→知財マネジメントの手引き（令和7月3月改訂） p.45 ～ 「(3) ライセンス契約(利用・実施・使用許諾契約)の留意点」）。

1 出発点は現在の契約関係と管理体制の確認

まず、県と農協の間でどのような育成者権許諾契約を結んでいるのかが出発点です。この契約で農協にもともと「再許諾」が認められているかにより以後の選択肢が変わります。

さらに、県や農協が、委託先の種苗会社やその再委託先農家まで実質的に管理できる体制を持っているかも重要です。県や農協に対象品種に割ける人員の人数や、ライセンス管理の経験が十分でない場合には、種苗会社に販売や管理をほぼ全面的に委ねる場合もありえるでしょう。

2 委託形態によるスキームの違い

県外業者への委託には大きく2つのパターンがあります。

(1) 生産のみ委託

県外の種苗会社はあくまで県内農協向けの種苗を生産するだけで、販売や農家への配布は農協が担います。この場合、県外業者からの県外流出は契約で禁止し、農協が納入物の管理・検査を行います。スキームとしては「農協と種苗会社間の生産委託契約」で足りる場合が多く、県と種苗会社の間で別途契約するかは、県の管理体制次第（直接の監督ルートを確保したいかどうか）です。

(2) 販売まで委託（再許諾）

種苗会社が県内農家への販売まで担う場合や、自ら再委託先農家を使う場合です。このような委託形態をとれるかどうかは、そもそも農協に「再許諾権限」が付与されているか否か、付与されているとしても再許諾できる範囲がどこまであるのか（例えば販売まで含むのか、生産に限るのか）に左右されます。

この場合は、育成者権の許諾関係を明確にするため、「県と種苗会社の間で利用許諾契約+農協と種苗会社の間で生産委託契約」または「農協と種苗会社の間で再許諾を含む生産委託契約」のいずれかの形をとります。

どちらが適切かは、県と農協がどのような役割分担で種苗会社を実質的に監督しようとしているかによります（→手引き p.49 「■流出防止措置」、p.51 「■監査(調査)権」）。

3 県外流出を防ぐ契約条項の工夫

いずれの型でも、県外流出防止には次のような条項を組み込むことがポイントです。

- ・生産地を県内に限定する明示条項
- ・再委託や転売の事前承諾制
- ・契約違反時の損害賠償・許諾解除条項
- ・県の普及指導や研修を受ける義務

特に、栽培ノウハウも併せて提供する場合は、ノウハウの無断使用や第三者提供を禁止する規定が必要です（→手引き p.42、p.45、p.46、p.61～p.77、特にp68～p69「③ 農業関係者等への配慮したデータ・ノウハウ等の取扱い」参照）。

4 まとめ

結局のところ、「農協だけで契約するか」「県も直接契約するか」の分かれ目は、農協や県に十分な管理リソースがあるかどうかです。農協に管理リソースが不足する場合、県が直接関与し、利用許諾契約で権利者としての監督ルートを確保する方が安全です。逆に、農協が委託先を適切に監督できるなら、農協と業者の契約で完結させることも可能です。いずれにしても、事前に管理体制と契約条件を整理し、実情に合ったスキームを選択することが重要です。

<次回の配信予定>

テーマ：オークションサイトへの削除要請

配信時期：9月10日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。